

令和7年度福島県犯罪被害者等支援施策推進会議 議事概要

日時：令和7年8月27日（水） 午後1時30分～午後2時50分

場所：自治会館1階 消費生活センター研修室

1 出席者

(1) 福島県犯罪被害者等支援施策推進会議委員（敬称略） 8名

斉藤 恒一	公益社団法人ふくしま被害者支援センター 専務理事
酒井 芳子	福島県臨床心理士会 被害者支援委員会委員
生島 浩	福島大学人間発達文化学類 特任教授
高橋 有紀	福島大学行政政策学類 准教授
本多 つよし	福島県産婦人科医会 会長
宮下 朋子	福島県弁護士会 犯罪被害者委員会委員
村島 克典	社会福祉法人福島県社会福祉協議会 事務局長（兼）総務部長
八島 真寿美	福島市市民・文化スポーツ部 生活課長

(2) 福島県

事務局 共生社会女性活躍推進課長、共生社会女性活躍推進課
関係機関 警察本部県民サービス課
教育庁高校教育課

2 共生社会・女性活躍推進課長あいさつ

安全に安心して暮らせる社会の実現は、全ての県民の願いである。しかしながら、依然として様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、直接的な被害だけではなく、その後、精神的にも経済的にも大きな負担を余儀なくされている。

県では、犯罪被害者等を途切れなく支えていくため、本年6月に、公益社団法人ふくしま被害者支援センターに犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、福島県警察本部や公益社団法人ふくしま被害者支援センターなどの関係機関と多機関ワンストップサービスの取組を進めているところ。

犯罪被害者等に必要とされる支援は、その方が置かれている状況により多岐に渡るものであり、今後とも、関係機関と連携協力を図りながら、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、連携の強化と支援の更なる充実に努めてまいる考えである。

本日の会議では、犯罪被害者等支援計画の推進状況や福島県犯罪被害者等支援計画の改定、多機関ワンストップサービスについて御説明し、計画改定の内容や犯罪被害者等支援を更に進めていくために県が取り組むべきこと、皆様の団体における取組な

どについて、御意見等をいただきたいと考えている。

3 新委員紹介

新たに委員となった本多つよし委員、村島克典委員及び八島真寿美委員を事務局から紹介した。

4 議題

(1) 犯罪被害者等支援施策の推進状況等について（報告）

事務局から資料1、資料2、資料3及び資料4により、令和6年度の取組実績や令和7年度の取組予定、福島県犯罪被害者等支援計画改定案及び福島県多機関ワンストップサービス等について説明（略）。

(2) 今後の犯罪被害者等支援施策の推進に向けた取組について（意見交換）

（生島会長）

被害者の方は地域生活をしており、そこに対するサービスということであると、地域の福祉や教育、医療といった様々なサービスを提供しながら、それらをうまくコーディネートしていかないといけないと思う。

（斉藤委員）

私からは、ふくしま被害者支援センターが今回受託することとなった、多機関ワンストップサービスについてお話させていただければと思う。

この多機関ワンストップサービスは、去年の7月に国から全国の都道府県知事、市町村長等に対して通知が発出された。福島県では当センターに業務委託したいという話があり、1年かけて、福島県共生社会・女性活躍推進課と福島県警察本部県民サービス課及び当センターの三者で、11回にわたる検討会を開き、当センターの理事会や総会で審議した上で、今年の6月2日から受託することとなった。

今後このサービスを開始していくが、課題や現状について2点ほどお話しさせていただく。

1点目は、多機関ワンストップサービスを的確に運用し、被害者やその御家族に適切な支援を実施していくためには、今後、さらに関係機関・団体との連携が重要になるが、各関係機関が当施策の内容を十分に理解していただかないと困る。また、関係機関が施策を十分に理解した上で、積極的に参加し、的確に関わっていただき、連携を強化する必要があると思う。

そのために、今後、予定がされているが、県から市町村に対する説明会や法テラス、弁護士会、臨床心理士会に対する説明もある。また、医師会やSACRAふくしまの定例会でも説明したいと思っている。本日御出席の皆様も関係機関団体の理解と連携について、さらに御協力いただきたい。

2点目は、当センターに対する業務に対して、御理解とさらなる支援をお願いしたいということ。現状は、当センターに対する相談支援件数が、年々増加傾向にある。また、本年に

入ってからは、件数もかなり増加しているが、中長期的にわたる支援、重い案件がかなり増えており、非常に厳しい。その中で、当センターの大きな問題として、人材不足と財政基盤の脆弱化がある。

人材不足については、新規の採用を募集しても極めて低調でなかなか集まらない。また、当センターの職員も高齢化しており、日々の相談、支援業務は非常に、複雑多岐にわたるため、担当する職員は、かなりストレスを抱えながら毎日頑張っている。一人で抱え込まないように、注意をしているが、例えば、多機関ワンストップサービスは配置していただいた2名のコーディネーター等職員だけではできない。当センター全体で協力して対応していかないと回らないという状況。多機関ワンストップサービスだけでなく、業務全体がこういった現状にあり、かなり厳しい状況であるということを御理解いただければと思う。

そういった中で、社会貢献をしたい、被害者支援に携わりたいという適任者がなかなか確保できないため、将来的に非常に不安である。関係各位の皆様には、適任者の推薦をしていただきたい。また、今後、予算を確保して、人材確保の広報を継続してやっていきたいと考えているため、御協力をお願いしたい。

そのためには、財政基盤をしっかりしないといけない。予算がないと的確な業務もできない。物価高でもあるため、予算を確保したり、寄附を募集したりしていきたいと思うが、そういった活動にも御協力頂ければと思う。

この多機関ワンストップサービスは、重要な施策ということで当センターで受託することとなった。今後、1人でも多くの被害者やその御家族から相談してよかった、的確な支援をしていただき感謝していると言っていただけるよう頑張っていきたいと思っているが、そういった課題がある中で、福島県や福島県警察、市町村等も含めて連携していきたいと思う。
(生島会長)

これから来年度予算の対応が始まる時期だと思うので、よろしくをお願いしたい。

(事務局)

被害者支援センターとしっかり意思疎通していきたい。

多機関ワンストップサービスについては、相談者のニーズに応じて、色々な機関による様々なサービスを提供していく枠組となっている。市町村や関係機関に御理解と御協力をいただけるよう、説明など丁寧に対応していく必要があると考えている。

2点目の財政基盤について、業務をしっかり把握した上で、必要な金額等を財政当局と折衝することが基本と考えている。相談件数等の増加について、令和7年度からコーディネーターの増員等を行っている。犯罪被害者に遭われた方々への支援がしっかりとされるよう、多機関ワンストップサービスも含めて受託いただいている被害者支援センター等と意思疎通をして必要な金額を確保して実施していきたい。

(生島会長)

件数だけでなく、被害者の方が抱えている経済的、社会的な諸事情により非常に重い事案があるということだと思う。酒井委員からその重さについてもお話いただければと思う。

(酒井委員)

先ほど、斎藤委員からの話にあったように、被害者支援センターへの相談内容が非常に重い事案が多くなっている。支援も、以前よりかなり力を入れないといけない事案が多くなってきたと思っている。

ワンストップに関しては、スタートしたところで、支援調整会議も実際にやっている。今後、どのくらいのケースに関わっていくかまだ見えないところで、全国的にワンストップをスタートしたところでも、どういう事案に関わっていくべきか様々な情報があちこちで飛んでいるという感じがする。

被害者支援センターの中で支援する職員から、この事案はワンストップでやるべきではないかと言っていたくような体制はお願いしてある。また、県警から、この事案はワンストップで対応した方がよいのではないかという情報も入ると思うので、そういった情報をいただいて検討していくという形が必要と思っている。

支援調整会議を開催して思ったことは、様々な機関がかなり入ったため、色々な視点で見えていくことができ、意見も言える。これがすごく大事だと思う。1回の会議で終わるわけではなく、その会議を通して、強化すべきことや検討していかないといけないことが色々出てきている。被害者の方へは、こういう視点でやりたいと思っているということをまずお伝えして、会議を開催し、その後、現在の状況をお伝えしている。被害者の方からも、疑問点や不安に感じていることを言っていただけなので、そういったことがすごく大事だと思っている。

もう1つは、今後、専門的な知識が必要になってくると思っているのも、弁護士や医療関係、県警、県など、色々なところで御意見を頂きながら実施していくことが必要になると思っている。

(生島会長)

元々、ボランティアで始まったセンターであっても、現実には、性被害など非常に専門性が必要になってきており、専門の方々を会議で集めることは、非常にコーディネートが大変なこと。お金もかかり、時間調整から始まって、非常に難しい部分が出てくる。それだけで大変になってくると思う。

(高橋委員)

何点か御質問と御意見をさせていただければと思う。

1点目が、資料5の宮下委員からの御意見と重なるが、大きな市でまだ条例が制定されていないということが私も気になっている。見舞金から入ることは悪いことではないと思うが、見舞金だけ先に作り、条例は今作っているという状況なのか、見舞金制度を作ったから条例は制定しなくてよいという状況なのか質問の1点目。

2点目に、先ほどから話題になってるこの多機関ワンストップサービスの関係で、被害者支援センターへ委託という形になっていると思うが、この予算がどの程度県や国からついているのかを伺いたい。団体自体は公益社団法人という形で運営していると思うが、実質

的に国や地方公共団体の事業であるというところで、実動を一般の方々がやることはともかく、その予算的な部分や活動の基盤になる部分は国や県で持つ部分ではないか。これは住民サービスであり、そうあるべきだと思うので、予算がどのくらいで、それが被害者支援センターとして十分な額と言えるのか知りたい。また、不十分であるという状況なのであれば、県の財政当局はもとより、国に対して、地方公共団体として増額を働きかけていくことも必要ではないかと感じている。

それから、2点ほど意見だが、1点目、県で総合的対応窓口での対応件数が昨年度は3件とあるが、山形県庁では、犯罪被害者総合相談窓口、消費生活センター、交通事故相談所といった独立した名前がついて存在しているようで、入口のフロアマップにもそれぞれの名前が書かれていた。そういった形の方が、犯罪被害者の支援も県庁でしてもらえる、相談窓口があるんだということを、現に被害者の方はもちろん、その周りの方や今は被害に遭っていない方も、県庁に来たときに知っておくことは有益な情報だと思ったので、犯罪被害者に特化した窓口があるということが分かるような体制にしたらいのではないかと思った。

最後に1点、先ほどの専門人材との関係で、予算の話とも重なると思うが、これから福祉や心理、法律、行政、教育現場などの道に進む人たちに、こういう犯罪被害者の人たちのニーズがあるということや、家族が犯罪被害に遭うことで児童生徒がどのような精神状況等に置かれるかということなどを知ってもらうことはすごく大事だと思っている。

犯罪被害者と刑事司法というテーマの授業や社会福祉士を養成する授業で犯罪被害者の福祉的ニーズというテーマで授業をするが、被害者支援の話や加害者の家族が抱える困難さの話を福祉の学生がすごく関心を持って聞いている。高校生も含めて、色々な教育現場での教育が求められていると思う。また、長い目で見たとき、そこで関心を持った人たち、例えば、公認心理士を取った後に被害者支援センターで働きたいと思っても、今は民間のボランティアという形でしか入っていけないと思うが、これから社会に出て稼いでいけないといけない人たちにとって、被害者支援をしていくという仕事が、県警の被害者支援担当になる以外だと限られてしまっている状況はすごく苦しいところがあると思っている。そういう意味では、中長期的に県庁の内部等で被害者支援に関わるような専門職の方が、最初は任期付という形であっても被害者支援を仕事にしていけるような枠組を試行的にでもつくっていくことは、将来的に支援者や関係者を増やしていくという意味でも有意義ではないかと思う。

(事務局)

大きな市の状況について、今年の5月に市町村を訪問し、意見交換や条例・見舞金制度をお願いしてきたところ。自治体によって、条例はないが、条例に変わる要綱等が既に整備されており、条例と同じような働きを関係部署等ができるため、現在は検討中というところもあった。また、県の条例があるので市町村条例を定める必要がないという認識の自治体もあった。今回の訪問により、住民の方へ市町村の役割等を示すために各市町村で

の条例制定が必要という意識の上書きができたのではないかと思います。

未整備の市町村に対しては、県と県警とで連携し、条例及び見舞金制度の必要性について丁寧に説明するとともに、議会への提案をお願いしており、今年度においても条例・見舞金制度の導入市町村数の上積みを図れると考えている。

2点目に、予算について、国からも補助を受けている。当初予算として約 900 万円確保したが、職員の雇用形態や勤務日数、委託期間等により、400～500 万円の委託契約となっている。物価高騰やさらなる業務増による予算が必要ということであれば、業務の困難性も含めて、適切な金額を財政当局へ要求していきたい。

その他、県の窓口を分かりやすくといった点や県の職員として専門職を配置するといった点については貴重な御意見として承りたい。

(本多委員)

産婦人科医会としては、性犯罪被害者の支援ということで、できるだけ多くの貢献をしたいと考えている。

近々、SACRA ふくしまの五者協議が行われる。その場でも我々に課されたものは何か、我々ができることは何かということを突き詰めて考えて、できる限りのことをしたいと考えている。

現時点での柱としては、2つ考えている。

1つは、性教育という場で生徒へ話をさせていただく中で、性被害に遭わないために、やはり自分たちがしっかりとした行動をとる、甘い言葉に乗せられてついて行ってしまうと被害に遭う可能性が高いということを、生徒たちにお伝えしているという現状がある。性教育は、非常に重要な場であると考えてそういうことを行っている。

もう1つは、できるだけ早く、医療現場に被害者の方をつないでいただきたいということ。

犯罪の立証には証拠固めが必要であるが、早ければ早いほどその検体の処理は適切に行われ、結果を伴ってくると思っているので、できるだけ早くつないでいただきたい。

昨今、産婦人科医が減ってきているという中で、どうしたら速やかに患者を診察できるか考えると、地域別に基幹施設を設定し、そこで被害に遭った方をつないで頂くということが一番よいのではないかと考えている。現時点で、ボランティアに頼って被害者の方を診察するとなると、時間的にもつないでいけないということもある。時間的にもつないでいけないもう一つの理由は、経口避妊薬というのがあり、性被害に遭った患者へ72時間以内にホルモン剤を内服すると、妊娠をブロックすることができるということもある。時間が経ってしまうと、妊娠すら危ないということ。

それから、性感染症が蔓延している。加害者が性感染症に感染している可能性は以前よりも増しているのではないかと考えられる。そういった観点からも、できるだけ速やかに我々のところにお連れいただき、状況を考えながら、予防薬を投与したりということが必要になってくる。できる限り早く診察・対応するということを第一に考えて、今後、つないでいただきたい。

各地域、県内五つに分けて基幹施設を設定し、そこに速やかに被害者の方を連れていただくということが、現時点では、一番実効性が高いと思う。その点も、以前から県警の方とお話させていただいており、県の方へも御意見を差し上げたところだが、できるだけ早期にそういった体制をつくり、被害者の早期救済をしていきたいと思っている。

しっかりとした協力体制を組んで、性犯罪撲滅に貢献したいというのが我々の願いであり、今後ともよろしく願います。

(生島会長)

産婦人科以外の御協力も求められそうか。

(本多委員)

その点は、やはり男性も性被害に遭うということで、基幹病院の設定に関して、泌尿器科、あるいは精神科等があるようなところ、それから、看護師の確保、看護師への教育も含めて、しっかりとした診療体制を組んでいかなければいけないと思っている。そういうことを意識して病院設定をしていく必要があると思っている。

(生島会長)

弁護士はあらゆる関係に関して、相談窓口をつくっているが、法律家にも限界があり、法律家の方が全てできるというわけでもないと思うが、特に被害者支援において配慮いただいている点など教えていただきたいと思う。

(宮下委員)

数年前からこの会議に出席させていただいていて、実際に弁護士の立場で被害者支援に関わって言うと、数年前よりも各機関との連携が非常に構築されてきているなど感じている。以前は、なかなか弁護士につながらなかったり、逆に弁護士に相談に来られても、日常生活の困り事でどこに行ったらよいか分からないというようなことがあったりというところが、連携が進むことにより、よりスピーディーに解決されているというのは仕事をしていて感じるところ。

多機関ワンストップの支援体制が整うことは非常に画期的だと思っており、全国的にもそういう流れだと思うが、非常によいことだと思っている。

ただ、その一方で、先ほど各委員から御指摘あったとおり、やはり人材や財政の確保ということで、大きな問題があると思う。それから、現在でも被害者支援センターの支援員の負担が、かなり重いと感じているので、そこを財政上もなるべく確保すること。また、各機関が情報の周知を徹底し、負担を偏らせないような取組が必要だと感じる。

弁護士会の取組だが、来年の1月から、支援弁護士制度という新しい制度ができる。この制度は、要件はあるが、国費で弁護士に依頼するという制度が新しくできるということ。

これまで、裁判の参加等は国選の被害者参加弁護士というところではできたが、裁判になる前の捜査段階や被害申告に至るところについても、一定程度、弁護士費用が国費でカバーされるという制度。また、刑事だけでなく、民事についても、要件を満たせば使うことができるため、弁護士が支援に入れる機会も増えるのではないかと思う。そういった情報も提

供しながら、各機関の皆様と連携させていただく必要があると思っている。

それから、条例について、先ほど、中核都市にまだ制定していないところがある、県の条例や制度があるからといった理由でなかなか条例制定が進まないという話があったが、やはり議会の議決を得た条例をきちんと制定して、被害者支援を市町村でやっていくというところは、非常に重要なところ。進めていただいているところと思うが、今後も全市町村に制定していただくよう進めるべきと思っている。

例えば、資料でも、見舞金制度はあるが、支給額が半額のところがあるなど、実際の運用上も県内で支援が統一されていないというところも大きな問題だと思う。その点についても改善していく必要があるのではないかと思う。

また、見舞金について、自分でも対応させていただいた際、被害者の方が、被害発生直後に加害者の名前を書き込むなどして申し込みをしなければいけないというのは大きな負担だったということがある。その点も、弁護士が一括して依頼を受ければ、全部代理で記入できるため、そういった制度を利用できるということも周知して、なるべく被害者の方の負担を減らしていくことは必要だと思った。

最後に質問だが、資料2の13ページ、施策97で、カウンセリング費用の公費負担について、実際に相談を受ける中で、性犯罪等でカウンセリングが必要だと思う方が多く、実際にニーズも多いと思うが、浜通りなどで対象になる病院がなかなかないということで、一定の地域で公費負担となる病院がないという話を聞いたことがあるが、県内のどの地域でも公費負担で受けられるのか、まだ受けられない地域があるのか教えていただきたい。

(事務局)

県警の公費負担については、地域格差等はない。どの病院に受診しても請求いただければ初診時から3年間は公費負担できる制度となっている。

ただし、犯罪被害者のメンタルケアを含めて対応できる医師がそれぞれの地域にいるかという問題はあるかと思う。多機関ワンストップの中で、精神科医等と情報共有しながら、各地域にこういった専門性のある医師がいるのかというネットワークなどを、今後連携し、整備していくことができれば、地域格差等も是正されていくと期待しているところ。

(斉藤委員)

どの病院でも公費が出るが、やはり地域毎に拠点がないと厳しい。福島、郡山はあるが、会津や相双、いわきはあまりない。被害者支援センターから会津のクリニックにお願いしたり、いわきの大学と業務委託契約を結ぶなどして心理相談できるようにしている。

(酒井委員)

心理士が各地域にいる。また、県警にも心理の職員がいて、被害者支援センターからつなぐことができる心理士もいる。無料で相談できる上に、その方が早いと思う。必要に応じて、病院につないだ方がよいというときは紹介する。

(生島会長)

福島全体で医師が少ない現状が基底にある。

いわゆる地域連携という形では、福祉は先行しているので、課題やこの分野についての提言をいただければと思う。

(村島委員)

齊藤委員から冒頭お話があったが、やはり関係機関がしっかりと被害者支援センターの活動や犯罪被害者の方の支援が重要だということを理解しないといけないということで、私も、勉強していきながら、協力できるところはしていきたいと思っている。

また、高橋委員の話にあったが、いつ自分自身が、あるいは身内が犯罪被害者という立場になるか分からないということで、やはり相談窓口など、どういうところがあるのか分かるような仕掛けをしっかりとやっておく必要があると感じているところ。

それから、ワンストップの関係で、色々なところで福祉サービスを利用いただく方の連携をするが、やはりうまくいく事例もあれば、なかなかうまくいかない事例もある。専門職同士が、それぞれの立場や役割を分かった上で支援調整会議をやっているかという、必ずしもそうでない場合が多い。このあたりは試行錯誤ではあるとは思いますが、普段から顔の見える関係をそれぞれの地域で地道につくっていくことが重要なことだと思っているところ。

実際、なかなか簡単な話ではない部分もあると思う。その中でも、被害者支援センターが一生懸命やっているということ、県民の方にも広く知っていただくということが必要。

高橋委員から人材確保の話もあったが、やはり職としてできるような仕組みがこれから先は重要と思う。いつまでもボランティア精神や色々な専門職の方が二足のわらじでやっているような部分に頼っていては、なかなか進んでいかないと思う。

委託や予算関係について、県財政も厳しく、十分な財源確保は色々な壁があって難しいというところは承知をしているが、これから先、大事な政策だと思うので、担当課にも頑張ってもらいたければと思っている。

(生島会長)

福祉関係では、NPOや株式会社までできてという状況で、NPO等が出てくるのが大きな流れだと思うが、犯罪被害者支援の関係は秘密の保持の問題があり、そこは丁寧にやっていかないといけないと思っている。

(八島委員)

私からは福島市の現状と条例制定後の動きなどを簡単に説明させていただければと思う。

福島市は、去年の3月に条例を制定し、被害者支援の総合窓口を設置したところ。私はその後の4月に着任し、この業務に携わることになったが、着任数か月後に、大きな事件が発生した。これは、福島市内だけでなく、広域にまたがる事件で、まだ庁内の体制もまだ完全には整っておらず、関係機関ともどのように進めたらよいか分からない状態で、犯罪被害者の支援に携わったというのが最初の事件だった。

ただ、条例制定の際、被害者支援センターや関係機関の方と意見交換しており、顔の見える関係ができていたので、そういった方々に声をかけさせていただき、市としてどういっ

た動きをしたらよいのか、関係機関を巻き込んで支援をしていけばよいのかを、福島市が中心となって考えて行った。それでも、正直なところ情報があまり入ってこず、実際どういった動きをしたらよいのか、また個人情報等を関係機関とどのように共有したらよいのかというところが非常に悩んだ部分だった。

今回、県で多機関ワンストップサービスを構築していただけたことは、私たちにとってありがたかった。庁内での支援策としては、庁内の中のチームを立ち上げているので、市でできる支援策は協議しながらできるが、やはり専門的な分野になってくると、なかなか市の中では対応できないため、外部機関と連携しながら進めていかなければいけない。そうなったとき、どこに声を掛ければよいのかというのが、恐らく、各自治体で一番問題になってくる点だと思う。そういったときに、このワンストップサービスで声を掛けさせていただき、協力いただけると、各自治体でも、支援策を進められるのかなと感じているところ。

(生島会長)

福島市の場合、県警もあるし、被害者支援センターもあるということで、まだ物理的に連携が取りやすいが、いわきや相双などは物理的になかなか難しいというところがある。

先ほど、本多委員から話があったが、基幹となるところを早急に作り、そこで対応していくしかないと思う。

ワンストップの形はできたので、来年は、実際の運営について、どのように運営されてるのか、しっかりと機能を検証するような会議にしていいただければと思う。

以上